

行刑改革会議ヒアリング用資料

行刑の現状に対する問題認識及び今後の対応策 一法改正の在り方を中心として一

2003年6月16日

龍谷大学法学部客員教授
中央大学大学院法学研究科兼任講師
鴨下守孝

1 行刑の現状にはどのような問題があるか

(1) 根本的な問題

現行監獄法があまりにも古く、被収容者に保障されるべき権利自由、受刑者処遇制度の内容・方法、行刑施設の管理運営に関する明文の規定がないか、不十分であるため、一般社会の権利保護意識及び被収容者の権利意識が強まる中で、適切な処遇の実施が困難になっている。

(2) 訓令・通達等による規制の強化が刑務官の負担を重くしている。

従来の行刑運営の方法は、法令の不備を多くの訓令・通達を発出することによって、行政手続面の規制を強めることによって、間接的効果として被収容者の権利自由を保護しようとしてきたが、法律に権利自由の保障について規定がない限り限界があり、また、手続面の規制の強化は、過剰収容により心身の負担が大きい刑務官の負担をますます大きくしている。

(3) 平成6年、階級制を残したまま「専門官制」が導入されたため、被収容者処遇の最前線で多くの矛盾を生じさせている。

例えば、規律秩序の維持作用については、内部規則で階級制に基づく職務執行を義務付けている。他方、看守部長の一部と副看守長は、「矯正処遇官」に発令され、被収容者処遇に当たることになっている(「矯正処遇官」にも、「矯正処遇官」—「主任」—「統括」—「上席統括」—「首席」という職階制があり、副看守長の中にも「矯正処遇官」と「主任矯正処遇官」がいる。)。わが国の行刑は、刑務官が規律秩序維持と被収容者処遇の2つを合わせ行うことになっていることと、このような階級制と専門官制の二重構造が、実際の処遇場面において、指揮命令系統を混乱させたり、組織的対応が円滑適正に行われにくくなっている。

(4) 刑務官の職務執行に関する権限が法的に明らかでないことが、問題を複雑にしている。

- ① 現行法は、武器の使用と逃走者の逮捕以外、刑務官の権限規定を置いていない。
- ② 戒具の使用、保安上の独居拘禁、取調べ拘禁など、被収容者の処遇

の変更を伴うものは、規律秩序維持作用であっても所長の権限として規定している(保護房拘禁に関しては法令に規定はないが、行政規則で所長の権限とされている。)が、実際には、所長が直接行使することができるわけではなく、指示命令により刑務官が組織で対応することになる。しかし、現行法令では、実体法と組織法の関連が必ずしも明らかでないため、「所長」の権限として規定されている事項を実際には下部職員が実施しているのは問題であるといった批判も出てくる。

- ③ 実際の処遇場面における即時強制的な規律秩序維持作用、例えば、被収容者に対する指示、命令、指導、制止、制圧、連行等の行使は、所長の権限とすることには無理がある。(裁判例でも、これらの即時強制的な作用は、刑務官の権限として適法・違法の判断がなされている。)
- ④ 「警察官職務執行法」のように法律で刑務官の職務執行に関する権限規定を設けなければ、被収容者の権利保護を全うすることはできないし、刑務官の権利保護にも欠ける。

長年の行刑実務の経験からしても、刑務官の職務執行権限が法令で明らかにされなければ、被収容者の権利保護規定が明記されても、十全な保護を期することはできないと考える。

2 今日の問題発生の要因はどこにあるか

問題発生の要因を、単に刑務官の資質あるいは能力の問題であるとして批判することは間違っている。法制度が不備であるため、被収容者に対する適切な処遇の実施と厳正な規律秩序の維持及び被収容者の人権への配慮にバランスを欠く状況が発生し、1 の(2)から(4)までに指摘した問題が構造的に錯綜して発生しているものであり、このような状況が改善されない限り、問題解決はないと考える。

現行監獄法令の下でいかに手続面の規制を強め、運用上の改善の努力をしても、自ずから限界があり、社会全体の激しい変化と権利保護意識の変化に対応していくことはできない。法制度の面でも、職員の組織体制の面でも、緊急かつ抜本的な再構築(リストラクチュアリング)が必要である。

特に、明治41年に制定施行され、以後一度も実質的な改正は行われておらず、犯罪者を処遇し、その権利自由を保障する法的根拠としての機能を全く果たしていない監獄法令の全面改正は、急務である。

3 監獄法改正の必要性について

行刑の基本理念とされる受刑者の改善更生及び社会復帰を図るためにの処遇を円滑適正に行うためには、適切な処遇環境及び安全で平穏な生活環境が確

保されなければならず、厳正な規律秩序の維持が不可欠である。また、過剰矯正あるいは過剰な規律秩序維持作用の行使は、被収容者の人権(権利自由)を侵害することになるので、人権への配慮が求められている。これらの法的安定性を確保するためには、行刑法令に具体的に明記されなければならない。

被収容者の権利保護の観点から、自由権の拡大保障ばかりを主張する学者・法曹人がいるが、人権への配慮は、自由権にとどまるものではなく、生存権、社会権、財産権などにも配慮がされなければならない。また、権利自由は無制限なものではなく、社会的義務を果たさなければ権利自由を主張することはできないとされている。また、一般社会では公共の福祉による制約があり、拘禁関係下では、収容の目的、規律秩序の維持、施設の管理運営上一定の制約があることは、最高裁判例が繰り返し示している。

被収容者の権利保護の観点から、早期の監獄法全面改正を図る場合の主要項目は、以下の諸点である。

- (1) 被収容者に保障される権利自由の具体的内容及びこれを制限することのできる根拠と限界を明らかにすること。
- (2) 刑務官の保安上及び処遇上の職務執行権限の内容と限界を具体的に示すこと。
- (3) 被収容者の衣食住の生活水準の保障を具体的に明記すること。
- (4) 未決勾留者、受刑者及び死刑確定者の法的地位、収容の性質・目的の違いを明記すること。
- (5) 受刑者に対する社会復帰処遇の具体的な内容と実施方法を明らかにすること。(個別的処遇の原則、分類処遇制度の採用を含む。)
- (6) 権利侵害に対する実効性ある救済を保障するため、民事・行政訴訟、告訴、告発、人権侵害申立てその他一般国民が申し立てができる権利救済制度の行使を制限してはならないことを確認的に明記し、並びに採決処理期間を短期間に限定した行刑内部の権利救済制度を整備し、別に、いつでもどのような内容の苦情でも、上級監督機関に申し出ることができる制度を整備すること。
- (7) 附則において、3年ないし5年毎に改正法の見直しを行う旨の規定を設け、問題があれば改正することを明記すること。

4 監獄法改正作業の経過と問題点

過去の経過を見て明らかのように、内外に法改正の必要性が叫ばれ、作業に着手しても、結果的には「総論賛成」、「各論反対」に終わり、改正は実現されなかった。

- (1) 廃案となつた刑事施設法案について言えば、反対の理由は、「改正の内容

が不十分」、「規律偏重」、「代用監獄制度の存置」、「弁護人の接見交通権の制限」、「死刑制度の存置」、「留置施設法案の抱き合わせ上程」などであり、いずれも、誤解に基づくものであったり、行刑法分野では解決することができないものであり、「反対のための反対」としか言いようのない理由であった。

批判者の中には、一部の出所者や責務を果たさず不満を持って退職した元職員の偏った言い分だけを鵜呑みにして、あたかもそれが行刑全体の問題であるかのように批判の理由としたり、時代錯誤の欧米崇拝主義から脱却できず、すでに破綻に瀕している欧米諸国の行刑制度の採用を主張して反対したものもいた。

特に、欧米諸国において、行政分野に対する一般市民の直接関与の方法として長い歴史がある「市民オンブズマン」制度の行刑分野への導入を強く主張し、「第三者委員会」による不服申立制度の採用を主張する者がいるが、例えば、イギリスの場合、これに該当するものとして、各施設ごとに設けられている「訪問者委員会(boards of visitors)」制度があるが、監獄法制定当時は、不服申立の採決処理や懲罰権までも有するものであったのが、その実効性への疑問、迅速な処理の困難性などから、数度の改正により、現行のように、施設内の視察・調査権、不服申立ての聽取権のみに縮小されている。

また、イギリスでは、行刑法令に基づく訪問者委員会とは別に、全国組織で「プリズン・オンブズマン」が組織化されているが、これも被収容者の不服を聽取することはできるが、行刑当局に勧告し、その回答(義務付けられたものではない。)があれば被収容者に通報するにとどまり、いわゆる不服申立処理権限はないとされている。

- (2) 現に 7万人を超える被収容者を 1万 7千人の職員が、十分とは言えない設備の下で、週休 2 日制も満足に確保されないまま、24 時間勤務体制という過酷な勤務条件で収容処遇を行っていることを考慮することなく、「ゼロから百」、「百からゼロ」の行刑改革を行おうとしても不可能である。
- (3) 厳しい批判を受ける問題がなぜ発生したのかについて、広い視野で行刑の実情を理解し、問題点を明らかにして、一日も早い行刑法の全面改正を実現する必要があると考える。

5 アンケート調査に関する意見

「行刑改革会議」において、受刑者及び刑務官にアンケート調査を実施することが検討されていると報道されている。この点に関して意見を述べたい。

私は、「刑政」誌の本年 3 月号の巻頭言において、行刑の充実発展を期すに

は、まず、世論調査を実施し、一般市民が行刑の現状をどう認識し、どこに問題意識を持ち、何を期待しているかを確認する必要があると提言している。

「犯罪白書」の昭和 62 年版に、昭和 61 年 7 月に総理府により犯罪及び犯罪者処遇に関する世論調査を実施し、その結果が同年 10 月に公表されたのを受けて、受刑者及び受刑者の家族を対象として、同じ内容のアンケート調査を実施した結果を比較しており、当時、行刑を担当する者として、国民が行刑に何をどの程度期待しているのか、あるいは犯罪者処遇に対する国民の意識と受刑者及び受刑者の家族の意識の相違点を理解することができ、非常に参考になったからである。

真に行刑改革の参考とするアンケート調査を実施するのであれば、行刑内部の当事者的関係にある受刑者と刑務官だけを対象とした調査によるのではなく、一般国民が行刑に何を期待し、どこに問題意識を持っているかを問う必要がある。それらの結果の公表と合わせて、行刑改革の構想を示すことができれば、国民の理解と協力が得られるものと考える。

行刑内部の当事者がいかに対立関係にあるかを知ろうとするだけのアンケート調査であるならば、実施すべきではないと考える。結果いかんによっては、刑務官と受刑者の間に不信感が強まり、行刑の円滑適正な運用に重大な支障を生じさせるおそれがある。

[資料1]

わが国における近代行刑の改革の軌跡

1 現行監獄法制定までの経過

明治 5年 監獄則並圖式（太政官布告378）…施行されなかった。

「獄は人を仁愛する所以にして人を残虐するものに非ず人を懲戒する所以にして人を痛苦するものに非ず」…人道主義行刑を標榜

明治14年 監獄則（太政官達81）…明治15年1月1日施行

「第5条 内務卿は毎年その所属官吏をして各監獄を巡閲せしむべし

第7条 在監人より司獄官吏の処置に対し若し情苦を訴えんとするときは第5条第1項に記載したる官吏巡閲の際封書又は口述をもって申告することを得」…不服申立権の保障を明記

明治22年 監獄則（勅令93）…明治14年監獄則の改正

改正趣意の3 「階級処遇主義的清新を加味し…更生自新の途を開きたる事」…改善更生及び社会復帰理念を明記

明治32年 監獄則中改正の件（勅令344）

改正監獄則施行に伴う「遵守事項」を定める監獄局長回付

「囚人獄則を謹守し改悛の情あるときはその刑期の4分の3を経過したる後行政の処分をもって仮出獄を許すことあるべし 無期徒刑の囚人15年を経過したる後また同じ」…改善更生及び社会復帰理念の具体化策を明記

明治41年 監獄法（法律28）…立案者である小河滋次郎著「監獄法講義」によれば、

(1) 監獄法の運用方針として、自由刑の執行を分房（単独処遇）一雑居（集団処遇）一仮出獄の3段階に別けて行う「階級制」によるとし、「階級制の要旨は囚人をして良民的生活に復帰するの順序を得せしめんと欲するにあり」としている。（503頁）

(2) 論文「免囚の保護について」の中で、「すべての刑事制度なる所のものは、これを非行者に運用することによって再び非行をなすに至らしめざるをもってその終局の目的たらしむることを要す。再犯を防ぐは人を改過せしむるにしかず。少なくも人を再犯不能の境遇に移すの万全なるにしかず。改過及び保護をもって行刑たらしめざるべからざる所以にしてこれなくんば即ち行刑なし。」としている。…改善更生及び社会復帰を行刑の基本理念としている。

2 現行監獄法施行以後の行刑制度改革の軌跡

大正12年 司法大臣の諮問機関『行刑制度調査委員会』による「行刑制度調査答申書」…

- 従前の処遇の平等主義に個別主義を加味する趣旨があったとされる。
- 「未決勾留執行原則」総則「ホ 未決勾留者に対しては審判の目的及び設備内の紀律に妨なき限り入所前の生活において有したる自由を保全すること」
- 「自由刑執行原則」、「階級制」、「仮釈放制度」、「受刑者中の凶悪者に対する特別処遇殊に予防拘禁」などについて改善案を答申した。
- 大正14年 『監獄法改正調査委員会』「行刑法案」、「予防拘禁法案」、「未決勾留法案」を司法大臣に提出…翌15年、行刑局長3法案を1つにした「刑務法案」を司法大臣に提出
- 昭和 2年 『刑務法案調査委員会』「監獄法改正ノ綱領」を決議
- 「4 改善の目的を達し社会生活の準備を完うするため累進処遇制度を採用すること
- 5 個別処遇の適切を期するため心身考查の施設をなし拘禁分類の基礎を確立すること」
- 昭和21年1月4日 新憲法公布前に、いち早く「監獄法運用の基本方針に関する件」発出。行刑運営の基本原理として、「自給自足に関する原理」、「更生復帰に関する原理」、「人権尊重に関する原理」を掲げる。
- 昭和21年 財団法人刑務協会により開かれた『行刑法改正委員会』、「監獄法改正に関する建議要綱」及び同付帯建議要綱を決議、司法大臣に提出（委員長・正木亮、委員・犬養健、石川達三、林譲治、加藤勘十、賀川豊彦、吉川英治、吉益修夫、中尾文策、大内兵衛、小川太郎、安倍能成、東邦彦、木村亀二、三宅正太郎など33人）その主な内容は、以下のようなであった。
- 「1 監獄法の根底を…人権保障におくこと。
- 2 自由刑の執行法と刑事被告人に関する法を分けること。
- 3 自由刑の執行が受刑者の社会復帰を根本精神とする旨の明文を設けること。
- 4 刑務委員会制度を取り入れること。刑務委員会は、仮釈放の推進審理、行刑の民主化及びその運営の公正、円滑を期するために組織し、常置の諮問制度とすることを望む。
- 6 行刑の運営については受刑者の意見を適当に取り入れる方法を考慮すること。」
- 昭和22年 司法省『監獄法改正調査委員会』「監獄法改正要綱」を決議
- その主な内容は、以下のようなであった。
- 「第1の1 監獄法を未決拘禁の執行と自由刑の執行に二分し、後者を少年と成人に関するものに分けて、それぞれ単行法とすること。
- 6 代用監獄制度は廃止すること。但し、経過的には現行制度を認めること。
- 8 中央及び地方に、諮問機関として刑務委員会を設けること。」

昭和23年 行刑法草案（第4次草案）作成
昭和24年 監獄法を改正する法律案（矯正施設法案）作成
昭和47年 矯正局、「刑事施設法案」作成
昭和50年 矯正局、「行刑及び未決勾留執行法案」作成

3 最近の監獄法改正作業の経過…日弁連の監獄法の早期全面改正の要望書などを受けて、
昭和51年 法務大臣、法制審議会に監獄法改正について諮問
昭和55年 法制審議会、法務大臣に「監獄法改正の骨子となる要綱」を答申
昭和57年 「刑事施設法案」国会提出
同 年 日弁連法案に反対決議
昭和58年 法務省と日弁連、意見交換会を始める。
同 年 衆議院の解散により廃案
昭和59年 日弁連との意見交換会終了、法務省14項目の修正事項を日弁連に提示
昭和62年4月 刑事施設法案再提出
昭和63年5月 衆議院本会議において趣旨説明と各党代表質問が行われた。
同月 衆議院法務委員会において提案理由説明が行われた。
10月 法案の審議開始（12月まで各党2巡の審議と参考人意見聴取実施）
12月 衆議院法務委員会、裁決により法案の継続審査を決定
その後、衆議院の解散により廃案、現在に至る。

刑事施設法案の概要

1 刑事施設法案の概要

(1) 改正の趣旨

現行監獄法は、明治41年に制定されて以来、実質的改正をみることなく今日に至っており、被収容者の権利義務関係を法律上明確にしていないなど、国際的な刑罰理念にもそぐわなくなっている上、受刑者の改善更生・社会復帰の促進という刑事政策的観点からも不十分なものとなっていることから、刑事施設法案は、国と被収容者との法律関係を明確にするとともに、受刑者の改善更生のための効果的な処遇方法を導入する等、被収容者に対する処遇の一層の適切化を図るため、現行監獄法を全部改正するものとして立案された。

(2) 法案の主な内容

ア 国と被収容者との間の法律関係の明確化

宗教上の行為、書籍の閲覧、面会及び信書の発受等、被収容者の権利事項を明示するとともに、規律秩序維持のための措置、懲罰等、生活及び行動に対する制限の要件・手続・限界を明確にし、併せて簡易迅速な手続により被収容者の権利救済を図るための不服申立制度についても規定している。

イ 被収容者に対する適正な生活水準の保障

医療・食事・物品の給貸与等につき一定の水準の保障を図るとともに、保健衛生・医療に関する施策についてもその充実を期しているほか、作業報償金及び災害給付に関する規定を整備している。

ウ 受刑者の改善更生のための効果的な処遇制度の整備

受刑者の処遇は個々の受刑者の資質及び環境に応じて最も適切な方法で行うという「処遇の個別化」の原理を明らかにし、特に「矯正処遇」として行われる作業、教科指導、治療的処遇及び生活指導については、個々の受刑者の特性に応じた適切な処遇要領に基づいて計画的に行うことを行ったほか、外部通勤作業、外出、外泊等の新たな処遇方策を導入している。

エ いわゆる代用監獄

留置施設に代替収容された場合にも原則として刑事施設法が適用されることを明らかにし、法務大臣は、国家公安委員会に対し、留置施設の運営について通報

を求める、代替収容された者の処遇について意見を述べることとしている。

2 刑事施設法案をめぐる経緯

- (1) 昭和51年3月 法務大臣が法制審議会に対し、監獄法改正の骨子となる要綱を示されたい旨を諮詢
- (2) 昭和55年11月 法制審議会が「監獄法改正の骨子となる要綱」を法務大臣に答申
- (3) 昭和57年4月 国会に提出
- (4) 昭和58年11月 衆議院の解散により廃案（昭和58年2月から同62年4月まで日弁連と26回の意見交換を行った結果、法制審議会の答申の枠内で21項目の修正を加える。）
- (5) 昭和62年4月 再提出
- (6) 昭和63年5月 衆議院本会議において趣旨説明、衆議院法務委員会において提案理由説明
- (7) 昭和63年10月 衆議院法務委員会において実質審議開始（自民党質問）
- (8) 昭和63年12月 衆議院法務委員会において法案審議（自民党を除く各党質問一巡及び全党質問二巡）及び参考人意見聴取（受刑者処遇）
- (9) 平成2年1月 衆議院の解散により廃案
- (10) 平成3年4月 再提出
- (11) 平成5年6月 衆議院の解散により廃案

刑事施設法案によって現在の行刑はどのように変わるか

	事 項	該当条文	現行法下の被収容者処遇の実情	新法施行後の被収容者処遇(現状の改正点)
法律関係の明確化	宗教	3 0 3 1	信教の自由の保障に関する規定がなく運用にゆだねられている。	自ら個別に行う宗教上の行為を権利として保障し、宗教家が行う宗教教誨を受ける機会を設け、信教の自由の実質的保障を図っている。
	書籍等の閲覧	3 2～3 5	現行法は「許ス」。その制限は、省令以下で大幅な裁量にゆだねられている。受刑者は日刊通常新聞紙の自費購入は認められない。	書籍等の閲覧を権利として保障し、その内容による制限についても法律上明らかにした。受刑者も日刊通常新聞紙の自費購入が認められる。
	受刑者の面会	9 2～9 4	刑事施設の長に許否の裁量権がゆだねられており、面会の相手方、回数は、画一的に制限され、面会の一時停止、終了の事由も法令上明らかでない。	一定の相手方と管理運営上的一般的な制限の範囲内で自由に面会することができ、面談内容による制限要件が法定されることにより、権利性が保障される。
	受刑者の信書の発受	9 5～1 0 0	刑事施設の長に許否の裁量権がゆだねられており、非親族は原則として不許可とされている。発信の回数は画一的に制限され、信書の内容による制限も法律上明確にされていない。	信書の発受を受刑者の権利として保障し、管理運営上的一般的な制限の範囲内で自由に行うことができるることとし、信書の内容による制限要件も具体的に法定し、正当な権利利益の保護のための配慮事項も明定している。
	被勾留者の面会	1 0 9～ 1 1 2	現行法は「許ス」。その制限はすべて省令以下にゆだねられ、管理運営上の制限内容も厳しい。	権利として保障し、特に弁護人面会は、日時、場所、人数につき管理運営上定型的な制限は行うが、広く例外を認めて防御権の保障を強めている。一般面会の面談内容による制限要件も限定的で権利性が保障される。
	被勾留者の信	1 1 3～ 1 1 5	現行法は「許ス」。その制限はすべて省令以下にゆだねら	権利として保障。制限要件を限定的に規定し、弁護人から

書の発受		れ、特に信書の内容による制限要件は全面的に運用にゆだねられていて、法的保障がない。	の信書は内容の検査を行わず、公務所や弁護士あての信書、弁護人あての信書の制限要件等を緩和し、法的保障が強くなっている。
死刑確定者の外部交通	121～124	現行法は「許ス」。その具体的な取扱いは収容の確保、心情の安定、施設の管理運営等の観点から必要な制限を行っているが、明文の法的根拠がないためトラブルの原因となっている。	現在解釈運用で行っているところを法定化し、制限事由から「心情の安定を害するおそれ」を除き、一定の相手方との面会及び信書の発受を権利として法的に保障することにより、適正な運用が確保される。
刑事施設の規律及び秩序の原則	37	現行法には規律秩序維持作用の限界が明定されておらず、被収容者との間のトラブルの原因となっている。	規律秩序維持作用の限界が明示されることによって、適正な職務執行が確保されることになる。
指示、制止等の措置	38Ⅱ、41	刑事施設の職員の指示権、刑務官の実力規制権が法定されておらず、被収容者とのトラブルの原因となっている。	指示権、実力規制権とその要件・限界が明定されることによって、適正な職務執行が確保されることになる。
捕縄、手錠、拘束台及び防声具の使用、保護室への収容	42、43	身体の拘束力が極めて強い鎮静衣があり、防声具の使用期間も長く、保護室への収容は法令に規定がない。	鎮静衣を廃止し、拘束台を整備する。拘束台・防声具の使用時間も短く（3時間、拘束台は通じて12時間以内の範囲で更新可）、保護室への収容とともに医師の関与を規定し、被収容者の保護に配慮している。
懲罰の要件	135	現行法は「紀律ニ違ヒタルトキ」ともに規定され、刑事施設の長の裁量にゆだねられているため、規律違反行為の有無をめぐってトラブルの原因ともなっている。	懲罰の要件がより具体的・限定的に規定されることにより、法的安定性が図られ、ひいては権利利益の保護が図られている。
懲罰を科す手続	139	省令で懲罰事犯取調の独居拘禁、言い渡し等が規定されているのみで、懲罰事犯の審査	迅速な調査、反則行為容疑の隔離、事前の容疑事実の告知と弁明の機会の付与等を法定

		手続はすべて運用にゆだねられており、問題が指摘されている。	し、懲罰の適正手続を保障している。
	審査の申請	143～148	行政内部救済制度としては、請願の一種とされる情願があるだけであり、裁決も法的に義務付けられていない。
適正な生活水準の保障	衣類、食事その他の物品の貸与、支給	12, 13	被勾留者と労役場留置者の衣類・臥具は自己負担が原則。室内装飾品の貸与及び嗜好品の支給は法令に規定がない。
	保健衛生及び医療	15, 23	被収容者に対する保健衛生及び医療に関する基本的な在り方についての規定がなく、診察を拒む場合等の医療上の取扱いについても規定がない。
	作業報奨金及び災害給付	72, 76	現行法の作業賞与金及び死傷病手当金の支給は、刑事施設の長の裁量にゆだねられており、恩恵的性質を有する。
処遇制度の整備	受刑者処遇の原則	48	明文の規定がなく、運用上配慮されているが、過剰矯正との批判を招くことが少なくなっている。
	矯正処遇	48Ⅱ, 54	受刑者を24時間義務付ける矯正処遇の考え方で処遇が行われている。矯正処遇の内容・方法にも限定がない。
	社会との連携	50	明文の規定がなく、運用上篤志面接委員等による面接指導
			し、懲罰の適正手続を保障している。
			簡易迅速な手続により被収容者の権利救済を図るための特別の不服申立制度を新設している。
			すべての被収容者に生活に必要な物品が給貸与され、その生活条件の向上と法的保障が図られることになる。
			被収容者の健康な施設内生活を確保するために必要かつ適切な保健衛生上又は医療上の措置を講ずるべきことを明らかにしている。生命に危険が及ぶおそれがあるときは医師等によって行う特別措置を明らかにしている。
			作業報奨金は必ず支給するものとして報償的意味合いを加味し、災害給付は受給の権利を認めたもので、法的保障が図られることになる。
			受刑者処遇全般につき処遇の個別化、自主性の尊重、改善更生・社会復帰を図ることを目的とすることが明らかにされ、適正な処遇が行われることが期待される。
			矯正処遇を作業、教科指導、治療的処遇、生活指導に限定し、1日の動作时限のうちに矯正処遇の时限のほか余暇(自由)时限を设け、24時間矯正処遇の考え方を廃している。
			受刑者処遇のあらゆる分野について社会資源の積極的な活

		が行われているにすぎない。	用が可能となり、大きな効果をあげることが期待される。
外部通勤作業	6 7～6 9	職員の同行する構外作業はあるが、現行法上外部通勤作業は認められない。	外部通勤作業が制度化されることにより、作業の実施方法が多様化し、矯正処遇の効果が上がることが期待される。
外出、外泊	8 5～9 1	根拠規定がなく、職員の同行なしの外出、外泊は実施できない。	日帰りの外出、7日以内の外泊制度が円滑適正に行われることによって、受刑者の社会復帰を図るため大きな効果が期待される。

昭和 61 年総理府による世論調査の調査項目(調査回答数 2,392)

及び受刑者(2,648)・受刑者の家族(727)の調査結果の比較(概要)

昭和 62 年版「犯罪白書」より

1 犯罪常習者の処遇について

	国 民	受 刑 者	受刑者の家族
「刑務所を出た後も 指導監督する」	38.0	33.2	39.2
「段々刑を重くし、 刑務所に入つて る期間を長くする」	37.0	29.3	23.4

2 万引き少年に関する意識について(スーパーで 5,000 円程度の万引きをした場合)

	国 民	受 刑 者	受刑者の家族
「学校・両親に知ら せる」	56.8	41.7	56.8
「本人に注意する」	19.5	38.9	16.1

3 親殺し(子殺し)を犯した者に対する処罰について

	国 民	受 刑 者	受刑者の家族
「重く処罰する」	33.2(31.9)	46.0(33.4)	38.5(28.3)
「同じ扱い」	29.9(30.2)	24.1(27.0)	20.1(22.7)

4 暴力ざたを起こした者の処分について(ビールびんで殴って約 10 日間の傷害を負わ
せた者に対する処分)

	国 民	受 刑 者	受刑者の家族
「罰金にする」	27.0	22.6	17.6
「処罰しないで許す」	21.7	54.4	33.1
「執行猶予処分にする」	17.8	8.2	10.3

5 犯罪の取締り・検挙に対する評価(概して良好に行われていると思うか)

	国 民	受 刑 者	受刑者の家族
「そう思う」	33.6	31.2	30.5
「そう思わない」	18.0	17.2	12.9

6 裁判の量刑について

	国 民	受 刑 者	受刑者の家族
「適切だと思う」	28.0	22.4	28.1
「軽すぎるとと思う」	18.7	1.1	3.3
「重過ぎるとと思う」	1.0	22.4	11.8

7 刑務所の役割について(刑務所は犯罪者の立ち直りに役立っていると思うか)

	国 民	受 刑 者	受刑者の家族

「そう思う」	36.8	33.3	53.0
「そう思わない」	12.6	21.3	9.5

8 保護司の活動に対する評価について(保護司の活動は犯罪者の立ち直りに役立っていると思うか)

	国 民	受 刑 者	受刑者の家族
「そう思う」	40.3	42.1	62.0
「そう思わない」	7.1	12.6	2.4

9 犯罪者の処遇についての考え方

	国 民	受 刑 者	受刑者の家族
「厳しさの中に情愛 (思いやり)も必要」	57.8	80.6	75.8
「厳罰こそ効果的」	25.2	7.1	10.0

10 出所者との接し方について(近所に出所者が住んでいたらどのように接したいか)

	国 民	受 刑 者
「他の人と差別しないで普通に接する」	51.5	76.7
「なるべく関係を持たないようにする」	19.9	7.4
「できれば激励・援助したい」	3.0	5.5